

すまいる通信 平成28年3月 第32号

自筆の遺言書に赤い斜線を引いたものが無効という判決が最高裁判所から出されました。斜線を引くことにより、遺言書を撤回したとみなされたのです。この「斜線」の筆跡鑑定をすることは極めて困難だと思います。今後、このような「偽造」が増えるかもしれません。もし遺言書を書くならば、偽造や紛失、破棄の心配がない公正証書にすべきです。公正証書遺言ならばお子さんたちがこのようなトラブルに巻き込まれる心配はありません。

また、公正証書遺言は、相続手続きをする際もとても楽になります。自筆遺言の場合、相続が発生したら家庭裁判所に遺言書を提出し「検認」という手続きをしなければなりません。この検認は、相続人全員が家庭裁判所で立ち合いをし、遺言書を確認する作業のことです。ちなみに、封がしてある遺言書を検認前に開封すると「5万円以下の過料」です。

自筆の遺言書ももって銀行の手続きをしようとしても、相続人全員の「ハンコ」を要求されることがあります。自筆の遺言書に不備があり無効になるケースがあるからです。銀行もトラブルに巻き込まれたくないのです。

公正証書遺言ならば、検認の必要がなく、銀行の手続きに「ハンコ」も要らず、スムーズに行うことができます。

公正証書遺言を作成する場合には費用がかかります。しかし、後の手続きのことを考えれば安いものです。また、自筆で作成した遺言書に不備があり、相続トラブルに発展してしまうと金銭以上の損失になります。自筆の遺言書は自己満足に過ぎません。残される家族のことを考えるのであれば、キチンと公正証書で作成するようにしましょう。

キャンパスおだわら学習講座【公募型市民企画講座】

幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方
誰に相談したら良いか分からないという方
相続の基本について、わかりやすく説明します。
みなさんと一緒に学びましょう。

| | | |
|---|---|---|
| 参加費：無料 9：45～11：45 | UMECO 第6会議室 | 尊徳記念館 301号室 |
| 相続の基本と認知症対策 相続トラブルの事例と遺言書 3つの相続対策 | 4月15日（金） 5月20日（金） 6月24日（金） | 4月24日（日） 5月22日（日） 6月26日（日） |

*日程が変更になることがありますので必ず電話でご確認ください。
*5分前までにご来場ください

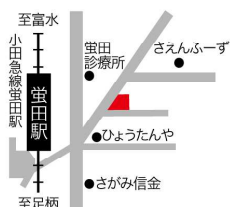
お申し込み **TEL：0465-39-1900**
(行政書士長尾影正事務所まで)

参加特典 エンディングノート差し上げます。

先着10名様までです。お気軽にご参加ください。



◆講師：長尾影正（ながおかげまさ）◆
 昭和49年7月生まれ 小田原市在住
 行政書士
 宅地建物取引主任者
 公認不動産コンサルティングマスター
 2級ファイナンシャル・プランニング技能士
 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員
 一般社団法人家族信託普及協会 会員
 一般社団法人終活カウンセラー協会 認定



行政書士長尾影正事務所
 小田原市蓮正寺370番地の68
 TEL: 0465-39-1900
 mail: nagao@yuigon-souzoku.info
 http://www.yuigon-souzoku.info